

No. 42-43 合併号
2005年8月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第42回委員会の内容……………P. 1
- 第43回委員会の内容……………P. 3
- 説明資料より抜粋……………P. 5
- 配付資料リスト……………P. 10
- 委員会 委員リスト……………P. 12
- これまで開催された会議等について……………P. 13
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 14

平成17年7月21日(木)、第42回委員会が行われました。
平成17年7月25日(月)、第43回委員会が行われました。



【みやこめっせにて】

【みやこめっせにて】



第42回委員会の内容

委員長より、「淀川水系流域委員会委員長声明」、「委員会の今後のスケジュール」等により「淀川水系5ダムについての方針」に関する経過と今後の審議について説明が行われました。

河川管理者より、「淀川水系5ダムについての方針」に関する説明がなされたあと、委員との意見交換が行われました。

第42回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年7月21日（木）9：00～13：30

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D

参加者数：委員25名、河川管理者22名、一般傍聴者313名

1. 決定事項

- ・当面は5つのダムについて、今回の河川管理者の調査検討結果及び方針に対する検討を優先させて、9月頃までに委員会意見のとりまとめを行う。
- ・5ダムの事業を、各地域別部会を通して検討していくために、8月17日から地域別部会を開催する。その前後で委員会を開催し、地域別部会の各検討状況を委員会に反映して、全委員で検討・審議する。
- ・5ダムについての委員会意見のとりまとめ終了後、今年12月頃までを目処にして基礎案全体に対する意見をまとめる。

2. 報告の概要

①淀川水系流域委員会委員長声明、今後のスケジュールについて

- 委員長より、報告資料2「淀川水系流域委員会委員長声明」、その他資料「委員会の今後のスケジュール」を参考にして、「淀川水系5ダムについての方針」に関する経過と今後の審議について説明がなされた。
- ・7月1日の突然のダム方針発表は、4年半にわたって作り上げてきた審議の手順とは違っており遺憾であるが、今後、流域委員会はダム方針や調査検討結果を十分に検討して意見を述べていく。
 - ・次回委員会では、ダムごとに時間を区切って、一般傍聴者からの質問を伺う時間もと、委員・一般傍聴者・河川管理者を交えた意見交換ができるようにしたい。
 - ・9月前後までにダム方針についての意見をとりまとめ、12月頃を目処に基礎案全体への意見をとりまとめたい。地域別部会では、各ダムについて詳細な検討をして頂き、全体委員会に報告して欲しい。
 - ・ダムに関連して、地域住民の皆様から、流域委員会と意見交換を行いたいという要望が寄せられているので、この場を借りて、流域委員会にお伝えしておきたい（河川管理者）。
←具体的には決定していないが、委員長個人としては、各地域別部会を通じて地域住民との意見交換をしていきたいと考えている。今後、運営会議で諮っていく（委員長）。

3. 審議の概要

以下の議題について意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおり、決定された。主な意見は以下のとおり（例示）。

①淀川水系5ダムの調査検討結果にもとづく河川管理者の方針について

河川管理者より、審議資料1-1～審議資料1-6-5を用いて、「淀川水系5ダムについての方針」に関する説明がなされた。

②「淀川水系5ダムについての方針」に対する質問

今本副委員長より、「淀川水系5ダムについての方針」（記者発表資料）に対して前委員および現委員から寄せられた質問のうち「実施する」「当面実施せず」「方針」の根幹に関わるものに重点を置いて、「淀川水系5ダムについての方針」の問題点について説明がなされた。要旨は以下の通り。

○「5ダム方針」に対する委員会の反応

- ・早期に「方針」を示したことは評価する。

- ・委員会の意見に答えることなく、記者発表で「方針」を発表したことは遺憾である。
- ・「実施する」あるいは「当面実施せず」とした「方針」に対して、早急に意見を発表する。
- ・「方針」の変更はありうるのか。「ある」「ない」の明確な表現での回答を求める。

○流域委員会の「ダムについての基本的な考え方」

- ・環境面：特にダムは自然環境に対して明らかに負の影響を及ぼすため、人間の生存に不可欠な場合以外は認められない。治水面：ダムは治水上の効果はあるが限定的。実行可能で有効な方法（代替案）がなく、社会的合意が得られた場合にのみ、最後の選択肢として容認される。利水面：水需給が一定の枠内でバランスするよう水需要を抑制することが重要。水需要を抑え新たなダムはできるだけつけない。

○丹生ダムを「実施」する場合の問題点

- ・治水専用ダムが必要かどうか。丹生ダムの効果として示された「琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節」は、水系全体から見れば極めて限定的。「高時川・姉川の洪水調節」は、集水域以外に降雨が集中した場合等を総合して考えれば、効果は限定的。
- ・治水専用ダムでも通常のダムとほとんど変わらない環境への悪影響があるのではないか。計画変更後のダムを対象とした自然環境への影響の調査が必要。「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について」（参考資料1）では、環境への影響が小さいという結論が極めて安易に下されている。
- ・異常渇水時の緊急補給水を琵琶湖で確保した場合に高まる琵琶湖周辺の治水リスクを丹生ダムでカバーする「論理性」。丹生ダムの治水容量を増やしても、集水域に降らなければ、無用の長物ではないか。
- ・代替案として、河川内樹木の伐採、高水敷掘削、狭窄部部分開削、矢板等による耐越水堤防、道路や農道の2線堤・3線堤としての利用、警戒避難等のソフト対策併用でダムと同程度以上の安全度が保てる。

○大戸川ダムを「当面実施せず」の場合の問題点

- ・大戸川の治水安全度をどのように確保・実現していくか。移転住民の新たな精神的苦痛に対してどのように対処するか。地域整備事業（付替県道・市道等）をどのように継続していくか。

○天ヶ瀬ダム再開発を「実施する」場合の問題点

- ・現状のままでも洪水期制限水位以上で放流すれば1500m³/s放流は可能。現状と再開発後で、洪水期制限水位に戻すのにどれほどの差があるのかを明確にする必要がある。
- ・鹿跳溪谷と塔の島地区の歴史的景観保全が重要。これまでの検討では不十分。塔の川や右岸遊歩道を撤去した場合に流下能力はどうなるのか。さらなる検討が必要。

○川上ダムを「実施する」場合の問題点

- ・岩倉峡流入地点の流域面積に対して、川上ダムの集水面積は11%。川上ダムの集水域に集中した雨が降らないかぎり、洪水調節の効果はきわめて限定的。
- ・上野地区の治水として、遊水地機能を高めるための越流堤諸元の検討、河道掘削や樹木伐採、堤防強化、岩倉峡部分開削、道路や農道の2線堤としての利用等によって、ダムと同等かそれ以上の効果があると思われる。
- ・岩倉峡の流下能力の検討。
- ・「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」（参考資料2）は安易な結論が随所に見受けられる。

○余野川ダムを「当面実施せず」の場合の問題点

- ・猪名川の治水安全度をどのように確保するか。「連携して実施してきた関連事業」について、関係者とどのような調整をしていくのか。誠意ある対応が求められる。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者の説明は一方的で時間が長かった。ダム方針の内容についても、委員会や住民の意見が反映されていない。流域委員会には、住民意見を踏まえた意見集約をお願いしたい。
- ・丹生ダムと川上ダムは従来の計画を変更して実施する方針にもかかわらず、本日の調査検討結果報告は従来の計画に基づいたものだった。河川管理者はきちんと考えて頂きたい。
- ・今後、委員による意見交換会が開催されるが、内容をオープンにしてほしい。また、本日の今本副委員長の説明（「淀川水系5ダムについての方針」に対する質問）で使用されたスライドもぜひ公開してほしい。
- ・河川管理者は、発表された「5ダム方針」を既成事実として、水没住民やダム建設賛成派への説明会を開催しているようだが、これは止めていただきたい。

第43回委員会の内容

委員長により、「委員会の今後のスケジュール」を参考に今後の審議の進め方について説明がなされました。その後、5ダム方針と調査検討結果について、委員・傍聴者・河川管理者の意見交換が行われました。

第43回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年7月25日（月）14：00～19：35

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場C

参加者数：委員22名、河川管理者23名、一般傍聴者357名

1. 決定事項

- ・5ダム方針に対する委員会の端的な考え方を示すため、作業班を組織し、委員会見解（案）を作成する。
本日の質問や意見を集約して、第44回委員会（8/5）にて委員会見解を発表する。
- ・5ダム方針の「方針」および「調査検討」について十分に検討した上で、第46回委員会（9/24）を目処に、委員会意見のとりまとめを行う予定。このため、新たに8月24日および9月24日に全体委員会を、9月中に各地域別部会を開催する。
- ・8月中に各地域別部会を開催し、各ダムごとに住民と委員との意見交換会を実施する。

2. 審議の概要

①今後の委員会と各地域別部会の進め方

委員長より、その他資料「委員会の今後のスケジュール」を参考にして、「淀川水系5ダムについての方針」に関する今後の審議の進め方について説明がなされ、「1. 決定事項」のとおり、承認された。

②淀川水系5ダムの調査検討結果にもとづく河川管理者の方針等に関する検討

5ダム方針と調査検討結果について、委員・傍聴者・河川管理者の意見交換が行われた。まず最初に、各ダム毎に委員から代表質問がなされ、河川管理者より説明が述べられた。その後引き続き各ダム毎に、委員からの個別質問と河川管理者からの説明、一般傍聴者からの質問と河川管理者からの説明がなされた。主な意見交換は以下の通り（抜粋）。

<5ダム共通>

- ・「実施する」「当面実施せず」という「方針」の変更はあり得るのか（委員）。
←我々は、これまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性、緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省としての各ダムの方針をとりまとめた。この方針と方針に至る調査検討結果を説明させて頂き、関係者との調整を行い、計画内容を確定していく（審議資料1-1）。今後、関係者との調整を経た結果として、方針と異なることはあり得ること。しかし、この方針は総合的に考えた結果として出したものなので、今後、方針について十分に説明していきたい（河川管理者）。
- ・「当面実施せず」の「当面」に期間あるいは条件があるか。また、「中止」との違いはあるか（委員）。
←審議資料1-2の通り、大戸川ダムについては「宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部（保津峡、岩倉峡）の開削の扱いとあわせて治水面の対応策について検討する」とし、余野川ダムについては「今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する」としており、これらを検討する。我々は、「中止」という言葉は使っておらず、「当面実施せず」ということ（河川管理者）。
- ・「関係者」とはだれを意味するのか（委員）。
←審議資料で記載した関係者は先ほどの説明のとおりだが、今後、5ダム方針について、直接事業費を負担して頂く方々以外にも、各方面からご意見を伺っていく。計画内容という意味でこれを確定していくためには実際に事業費を負担していただく方々との調整が必要ということ（河川管理者）。
- ・住民意見の聴取・反映についての今後の計画をお聞かせ頂きたい（委員）。
←今後も住民意見の聴取を行っていく。どういう方法が適切なのかをさらに考えた上で実施していく。具体的なスケジュールについては現時点では未定。

<丹生ダム>

- ・特定多目的ダム法のダムから、根拠法も変わり事業主体は変更されるのか。維持管理費の負担は（委員）。
←現時点では計画内容が確定しないので具体的な数値等については答えられない。今後、調整を行って計画内容が確定した段階で説明させて頂きたい（河川管理者）。
- ・有効容量5,300万㎡の治水専用ダムに変更した場合に、ダムの大きさおよび構造とくに放流口の大きさおよび位置やダムの運転操作の概要はどうなるのか。洪水期はダム貯水池に水を貯め続けるのか（委員）。
←参考資料4-1「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ」を用いて説明（河川管理者）。

- ・淡海の川づくり検討委員会で代替案（ダムと河川改修）に地元はOKとしたが、この時は多目的ダムだった。地域は水を貯めたダムで地域振興を考えている。泥の湖は地域社会にどう影響するのか（委員）。
- ・異常洪水対策は、既往最大で断水が起きないようにすることを目標にしているが、この目標は過大だ。一生に1度か2度あるかどうかという断水で、しかも24時間断水ではない。起きて当然。琵琶湖によってこの流域は全国平均を遙かに上回る洪水安全度を保っている（傍聴者）。
- ・流域委員会は、中止されるダムについては評価し、実施されるダムは評価していない。これで地域の意見を聴いて、何らかの結果が出るのか（傍聴者）。

<大戸川ダム>

- ・洗堰操作規則の全閉ルールを見直しの如何によっては「当面実施せず」にも影響が出るのか（委員）。
←琵琶湖や淀川の歴史的な経過も踏まえて治水の根本的な課題の一つとして見直しも含めて瀬田川洗堰の全閉ルールのあり方について検討していく。したがって、大戸川ダムとの関連について、現時点では何も申し上げられない（河川管理者）。
- ・高時川には緊急性があるという結論に達している一方で、大戸川下流の緊急性については述べられていない。大戸川下流には緊急性がないのか（委員）。
←大戸川下流の河川管理者は滋賀県なので、大戸川での治水をどう実施していくのがよいのかについては、これから滋賀県と調整をしていく（河川管理者）。
- ・移転住民のことを知っておいて頂きたい。38年間、あらゆることがダムによって延び延びになっている。住民間でも問題が起きている。ダムは必要であったからこそ受け入れた（傍聴者）。

<天ヶ瀬ダム再開発>

- ・鹿跳溪谷の流下能力は現状でも1500m³/s以上あるので、瀬田川洗堰の放流能力を確保するために洗堰下流の水位を低下させるのが直接の目的と考えられる。トンネル案以外の方法、例えば、洗堰ゲート増設、鹿跳溪谷の河床の部分掘削等の代替性についてのお考えをお聞かせ頂きたい（委員）。
←琵琶湖水位を2.9mまで上げないと鹿跳溪谷では1500m³/s流れない（第2回ダムWG資料4-2）。この時すでに洗堰は全開なので、ゲート増設をしても効果はない。鹿跳溪谷がネックになっている。開削も考えられるが、景観を考慮して、トンネル案を検討している（河川管理者）。
- ・塔の島の景観はすでに打撃を受けている。審議資料1-6-3の様子はすでに破壊が進んだ状態。この状態を基本にして検討するのではなく「すでに破壊が進んだ状態だ」という視点で検討をしてほしい（傍聴者）。
- ・住民の意見は、「聞きおく」ということになっているのではないか。また、天ヶ瀬ダムの放流能力増大方法や増大量、宇治川の流下能力の増大方法についての調査検討結果報告がないまま、天ヶ瀬ダム再開発実施の結論が出されているのは遺憾だ（傍聴者）。

<川上ダム>

- ・現在、岩倉峡下流の堤防補強が進められているが、これらは現状維持のための堤防補強なのか。狭窄部は下流の堤防補強ができていないから開削できないと説明されているが、ここで言う堤防補強とは、現在実施されている補強とは別レベルということでは（委員）。
←浸透と侵食に対する堤防補強している。上流からのさらなる負荷に対する補強ではない。開削のためには、これまで説明してきた堤防補強の実施を前提とすうえで、開削による水位上昇対策が必要になる（河川管理者）。
- ・三重県の利水0.3m³/sについては、ダム以外の代替水源で対応すべきではないのか。
←今後、関係者との調整を経て計画を確定していくが、利水が減量となれば、それに対応していく。代替水源については、他のダムからの転用も検討したが、近年の利水安全度や取水実績を勘案すると、大部分の利水者には転用するだけの余力がない。近年の状況から転用の可能性のある利水者へのヒアリングも行ったが、現状では転用はできないとの回答を得た（河川管理者）。
←転用可能性のヒアリングに関しては、今回はじめて示された。どこにどうヒアリングしたのか。熱意を持って三重県と二人三脚で、水利権を持っている自治体に強く当たって欲しい。河川管理者は水需要管理をやっていくと言っているのだから、もっと積極的に「どうすればダムなしでやっていけるのか」まで踏み込んだ検討をしてほしい（委員）。
- ・水の濁りや富栄養化について示されていたが、ヘドロについては何も示されていない。ヘドロについて配慮されているのか。ポピュラーな生物についても調査しているのか（傍聴者）。
- ・河川管理者は岩倉峡の本当の疎通量を示すべき。下流の河道掘削と堤防強化であれば20～30年で可能である。今回の河川整備計画で完成させて頂きたい。

<余野川ダム>

- ・連携して実施してきた関連事業とは何か。地元自治体や関係者との調整とは何か。すでに実施済みの導水トンネルなどの事後対応はどう考えているのか（委員）。
←連携して実施してきた事業は「水と緑の健康都市事業」。関係自治体とも調整や導水トンネルの後始末については、今後、関係者と協議をしていきたい（河川管理者）。
- ・環境はすでに改変されてしまった。導水トンネル等の復元をどうするのか。エコミュージアム構想を中心にして環境を復元して頂きたい（傍聴者）。
←事業用地には、導水トンネル工事や工事用道路の仮置き土という形で土を置いている。どのように環境を復元していくかについては、今後、関係者と調整を図っていきたい（河川管理者）。

第42回・第43回委員会の説明資料より抜粋

第42回・第43回委員会では、審議資料1-1「『淀川水系5ダムについての方針』（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表）について」、審議資料1-2「淀川水系5ダムについての方針」、審議資料1-3「淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ）」などを用いて河川管理者から5ダムについての方針が報告され、これに基づき委員より質疑がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料1-1より

平成17年7月6日
国土交通省近畿地方整備局

「淀川水系5ダムについての方針」（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表）について

国土交通省近畿地方整備局では、淀川水系において事業中の5ダム（丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム）の計画について調査検討を進めてまいりました。

この間、特にダム計画に直接関係する地域の皆様には、多大なご苦勞とご心配をお掛けしており、国土交通省としては、各ダムの計画内容を一刻も早く決定する必要があるとの認識のもと、調査検討に最大限の努力をしてきたところです。

今般、これまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性、緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省としての各ダムの方針をとりまとめました。

今後まず、この方針と方針に至る調査検討結果を説明させて頂き、関係者との調整を行い、計画内容を確定していきます。また、ダム計画を前提として計画、実施されている他事業への対応についても、今後関係者と調整していくこととしています。

今後、各ダムの計画内容を確定し、河川整備計画に反映していく予定ですが、河川整備計画の策定にあたっては、これまでと同様、流域委員会、住民、自治体等から意見を頂きたいと考えています。

「淀川水系5ダムについての方針」に係る報道をご覧になった方々からは、「淀川水系5ダムの計画内容は確定したのか」との疑問が寄せられました。しかし、「淀川水系5ダムについての方針」は上記のとおりであり、国土交通省近畿地方整備局としては、今後も各方面からのご意見を伺いながら、関係者との調整を行って計画内容を確定していくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

審議資料1-2より

平成17年7月1日
国土交通省近畿地方整備局

淀川水系5ダムについての方針

国土交通省近畿地方整備局では淀川水系において事業中の5ダム（丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム）の計画について調査検討を進めてまいりました。

この間、特にダム計画に直接関係する地域の皆様には、多大なご苦勞とご心配をお掛けしており、国土交通省としては、各ダムの計画内容を一刻も早く決定する必要があるとの認識のもと、調査検討に最大限の努力をしてきたところです。今般、これまでの調査検討結果を踏まえ、国土交通省としての各ダムについての方針をとりまとめました。

今後河川整備基本方針を策定し、これに基づき河川整備計画を策定しますが、同計画の策定に向け、この各ダムの方針に基づき関係者との調整を経て各ダムの計画内容を確定していきます。

このため、関係者にこの方針を説明し、事業費、関係者の負担割合やダム計画を前提として計画、実施されている他事業への対応などについて関係者と調整していきます。

これまでは、いずれのダム計画も治水や利水を目的とし、事業としての必要性、緊急性があり、また共同事業としての経済的なメリットもあることから事業を進めてきました。しかし、利水については、社会経済情勢の変化から、利水者において見直しがなされ全量撤退あるいは減量の見込みであり、必要性、緊急性が変化しています。一方、治水についても、改めて検討した結果、その必要性は変わらないものの、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になるものもあります。このため、各ダムごとに、治水、利水の必要性緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。

淀川水系5ダムについての方針は以下のとおりです。

○丹生ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府（上水）、京都府（上水）及び阪神水道企業団（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・一方、丹生ダムによる高時川・姉川の洪水調節や淀川の異常渇水対策の必要性に変わりはなく、緊急性も高い。
- ・したがって、丹生ダム事業は以下の目的及び考え方にもとづき実施する。
 - ①高時川・姉川の洪水調節
 - ②琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節。ただし、これは琵琶湖周辺の治水面でのリスクを増大させないように、丹生ダムに琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節のための容量を確保するとともに瀬田川改修をあわせて実施し、丹生ダムで予定していた異常渇水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保するものである。また、これは琵琶湖水位低下抑制対策として寄与する。
- ・なお、丹生ダム事業で予定していた高時川・姉川の瀬切れ対策については、別途（ダム事業とは別に）琵琶湖からの逆送水による補給で対応する方向で今後関係者と調整する。

○大戸川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府（上水）、京都府（上水）及び大津市（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・大戸川ダムによる大戸川・宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、狭窄部（保津峡、岩倉峡）を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、大戸川ダム事業は当面実施せず、宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部（保津峡、岩倉峡）の開削の扱いとあわせて治水面の対応策について検討する。
- ・なお、大戸川の治水対策の実施について今後関係者と調整する。また、水源地域対策や県道大津信楽線整備については今後関係者と調整する。

○天ヶ瀬ダム再開発

- ・調査検討の結果、利水者である京都府（上水）は継続して参画の見込みである。
- ・また、天ヶ瀬ダム再開発による宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、琵琶湖周辺の洪水防御の観点から緊急性も高い。
- ・したがって、天ヶ瀬ダム再開発事業は以下の目的で実施する。
 - ①宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御
 - ②京都府（上水）の新規利水
 - ③発電

○川上ダム

- ・調査検討の結果、利水者である三重県（上水）、奈良県（上水）及び西宮市（上水）のうち、三重県（上水）は減量して参画し、奈良県（上水）は全量撤退の見込みである。西宮市（上水）は全量撤退の可能性を含めて検討中である。
- ・一方、川上ダムによる木津川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、面緊急性を有する狭窄部（岩倉峡）上流における洪水調節効果は大きい。
- ・したがって、川上ダム事業は以下の目的で実施する。
 - ①前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節
 - ②流水の正常な機能の維持
 - ③三重県（上水）の新規利水

○余野川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である箕面市（上水）及び阪神水道企業団（上水）は全量撤退の見込みである。
- ・余野川ダムによる猪名川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、当面緊急性を有する狭窄部（銀橋）上流における洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、緊急性を有する狭窄部（銀橋）上流の治水対策として、当該狭窄部を開削することとし、余野川ダム事業は当面実施せず、今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する。
- ・なお、連携して実施してきた関連事業については今後関係者と調整する。



審議資料1-3より

平成17年7月1日
国土交通省近畿地方整備局

淀川水系5ダムについて
(調査検討のとりまとめ)

国土交通省近畿地方整備局では、淀川水系において事業中の5ダム（丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム）の計画について調査検討を進めてまいりましたが、その結果を以下に示します。

各ダム共通の事項

(1) 治水

- ①水系全体として、破堤による被害の回避・軽減を図ることを目標としています。ただし、狭窄部の上流については、既往最大規模の洪水に対して浸水被害の軽減を図ることを目標としています。
- ②破堤による被害の回避・軽減のための具体的な対策としては、「自分で守る」、「みんなで守る」、「地域で守る」といったソフト施策を、ハード施策とともに進めていきます。
- ③ダムは、一般的にダム下流から河口まで洪水時の水位を低下させる効果があります。

(2) 利水

- ①淀川水系においては、近年の少雨化傾向等に伴い、既設ダムの計画当時と比べると、水供給能力は概ね2～3割程度減少していますが、水需要も水利権量の7～8割程度にとどまっており、現状においては近年1／10規模の渇水に対し、水需要と水供給が概ねバランスした状況となっています。
- ②既往最大規模の渇水に対しては、断水を生じさせないようにすることを目標とします。
- ③河川管理者としては、各利水者から個別にヒアリングを行い、各利水者の水需要の現状と将来見通しについて精査確認を行ってきています。
- ④今後、淀川水系全体の水需給のあり方に関する諸課題について包括的に整理することが必要です。

(3) 環境への影響

- ①ダム建設に伴う環境への影響について、各ダム毎にこれまで各種の調査検討を行ってきました。
- ②ダム以外に、経済的にも実行可能で有効な方法がないと考えられるダム計画に関しては、ダム建設に伴う環境への影響と軽減策実施後の環境への影響について調査検討を行っており、これまでの結果をとりまとめました。
- ③ダム建設に伴う環境への影響の調査検討及び環境への影響の軽減策の具体的な手法等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。

注：紙面の都合上、各ダム毎の調査検討のとりまとめの内容は、省略しています。各ダム毎の調査検討のとりまとめの内容をご覧になりたい方は、資料請求をいただくか、ホームページをご覧ください。

配付資料リスト

◆第42回委員会

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R42-A
報告資料1-1	現地視察実施状況	R42-B
報告資料1-2	水位操作WGの委員名簿	R42-C
報告資料1-3	前回委員会（2005.5.17）以後の会議等の開催経過について	R42-D
報告資料1-3-1	第45回運営会議結果報告（5/17）	R42-E
報告資料1-3-2	第41回委員会結果報告（5/17）	R42-F
報告資料1-3-3	第46回運営会議（6/7）	R42-G
報告資料1-3-4	第1回水位操作WG結果報告（6/29）	R42-H
報告資料1-3-5	第47回運営会議結果報告（7/5）	R42-I
報告資料1-3-6	第48回運営会議結果報告（7/13）	R42-J
報告資料2	淀川水系流域委員会委員長声明	R42-K
審議資料1-1	淀川水系5ダムについての方針（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表）について ※河川管理者提供資料	R42-L
審議資料1-2	淀川水系5ダムについての方針 ※河川管理者提供資料	R42-M
審議資料1-3	淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-N
審議資料1-4-1	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R42-O
審議資料1-4-2	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R42-P
審議資料1-5-1	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R42-Q
審議資料1-5-2	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R42-R
審議資料1-6-1	丹生ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-S
審議資料1-6-2	大戸川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-T
審議資料1-6-3	天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-U
審議資料1-6-4	川上ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-V
審議資料1-6-5	余野川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R42-W
審議資料2	資料なし	-
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R42-X
参考資料1	委員および一般からのご意見	R42-Y
参考資料2	淀川水系5ダムに関する新聞記事（6月30日～7月2日）	R42-Z

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料リスト

◆第43回委員会

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R43-A
報告資料1	前回委員会（2005. 7. 21）以後の会議等の開催経過について	R43-B
審議資料1-1	淀川水系5ダムについての方針（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表）について ※河川管理者提供資料	R43-C
審議資料1-2	淀川水系5ダムについての方針 ※河川管理者提供資料	R43-D
審議資料1-3	淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-E
審議資料1-4-1	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R43-F
審議資料1-4-2	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R43-G
審議資料1-5-1	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R43-H
審議資料1-5-2	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R43-I
審議資料1-6-1	丹生ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-J
審議資料1-6-2	大戸川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-K
審議資料1-6-3	天ヶ瀬ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-L
審議資料1-6-4	川上ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-M
審議資料1-6-5	余野川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R43-N
審議資料1-7-1	資料なし	-
審議資料1-7-2	淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問	R43-O
審議資料2	資料なし	-
審議資料3	資料なし	-
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R43-P
参考資料1	委員および一般からのご意見	R43-Q
参考資料2	淀川水系流域委員会委員長声明	R43-R
参考資料3	淀川水系5ダムに関する新聞記事（7月21～7月22日）	R43-S
参考資料4-1	今回の方針における丹生ダムの運用イメージ ※河川管理者提供資料	R43-T
参考資料4-2	高時川における治水対策の効果 ※河川管理者提供資料	R43-U
参考資料4-3	岩倉峡部分開削効果の検討 ※河川管理者提供資料	R43-V
参考資料4-4	木津川上流上野地区の治水対策案概算額および概要図 ※河川管理者提供資料	R43-W

注：審議資料1-1から1-6-5までは、第42回委員会配付済み資料です。

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 14の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005. 7. 24現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
2	池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
3	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
4	江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
5	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
6	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
7	嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
8	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
9	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
10	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
12	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
13	高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
14	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
15	千代延 明憲	住民連携	流域住民
16	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
17	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法学部 教授
18	寺西 俊一	経済	一橋大学大学院経済学研究科 教授
19	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
20	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
21	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
22	本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
23	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
24	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
25	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
26	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
27	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センター 教授
28	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

これまで開催された会議等について

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第23回	平成15年開催	第18回 ～第20回	平成15年開催
第28回	H16/2/26（木）	第28回	H16/10/13（水）	第24回	H16/8/25（水）	第21回	H16/9/1（水）
第29回	H16/5/8（土）	第29回	H16/11/8（月）	第25回	H16/9/17（金）	第22回	H16/10/21（木）
第30回	H16/6/22（火）	第30回	H16/12/15（水）	第26回	H16/10/19（火）	第23回	H16/11/2（火）
第31回	H16/7/29（木）	第31回	H17/1/8（土）	第27回	H16/11/30（火）	第24回	H16/12/3（金）
第32回	H16/8/24（火）	第32回	H17/4/13（水）	第28回	H16/12/18（土）	第25回	H16/12/23（木）
第33回	H16/9/29（水）	木 津 川 上 流 部 会		第29回	H17/4/11（月）	第26回	H17/4/14（木）
第34回	H16/10/25（月）	第1回	H17/4/20（水）	ダ ム W G		3 ダ ム サ ブ W G	
第35回	H16/11/16（火）	環 境 ・ 利 用 部 会		第1回	H16/7/11（日）	第1回	H16/8/7（土）
第36回	H16/12/20（月）	第1回 ～第7回	平成15年開催	第2回	H16/7/18（日）	第2回	H16/9/11（土）
第37回	H17/1/11（火）	治 水 部 会		第3回	H16/7/25（日）	第3回	H16/11/8（月）
第38回	H17/1/22（土）	第1回 ～第6回	平成15年開催	第4回	H16/8/19（木）	川上ダムサブWG	
第39回	H17/2/5（土）	利水・水需要管理部会 （旧利水部会）		第5回	H16/9/23（木）	第1回	H16/8/3（火）
第40回	H17/3/14（月）	第1回 ～第5回	平成15年開催	第6回	H16/10/4（月）	第2回	H16/9/3（金）
第41回	H17/5/17（火）	第6回	H17/4/24（日）	第7回	H16/10/18（月）	余野川ダムサブWG	
		住 民 参 加 部 会		第8回	H16/11/10（水）	第1回	H16/8/11（水）
		第1回 ～第7回	平成15年開催	第9回	H16/12/1（水）	第2回	H16/9/22（水）
		第8回	H17/4/24（日）	第10回	H16/12/5（日）	水 位 操 作 W G	
そ の 他	設立会	平成13年開催		しっかりしてや！！ 流域委員会		H16/2/28（土）	
	ファシリテーターとの 検討会			H16/5/15（土）			
	第1回 合同懇談会	平成14年開催		大戸川、天瀬ダム意見交換		H16/9/26（日）	
	丹生ダム意見交換会			H16/9/27（月）			
	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成15年開催		住民の意見を聞く会		H16/12/5（日）	
	提言説明会						

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閱覽

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

- ホームページ <http://www.yodoriver.org>
 ■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp
 ■TEL 06-6222-5870
 ■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.42-43

2005年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研 究 員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E - mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。